

条例施行後1年目

相談等があったもの 199世帯(条例施行前から27.11.10まで)

全件を訪問し状況把握(調査・相談・指導)

状況把握できたもの 152世帯      さらに状況把握が必要なもの 47世帯

各区・支所の対策会議で対応方針を協議

ごみ屋敷とまでは  
いえないもの(樹木  
の生い茂り等)

・調査そのものを拒  
否されている  
・コミュニケーションが  
取りづらく、調査が進  
展しない  
・不在のため連絡が  
取れない など

不良な生活環境にあり、ごみ屋敷と判定したもの 121世帯      31世帯

清掃の実施など具体的な支援に繋がったもの 72世帯  
不良な生活環境を解消したもの 53世帯      引き続き清掃等の支援が必要 19世帯      要支援者への寄添い支援を図りながら信頼関係の構築に取り組んでいるもの 49世帯

引き続き取組が必要なもの 115世帯(27.11.11現在)      相談等 7世帯(27.11.11～)

継続的な見守り

不良な生活環境を解消したもの 13世帯      引き続き清掃等の支援が必要なもの 18世帯      要支援者への寄添い支援を図りながら信頼関係の構築に取り組んでいるもの 50世帯      ごみ屋敷とまではいえないもの 9世帯      さらに状況把握が必要なもの 32世帯

(平成28年1月31日現在)

条例施行後2年目

累計

状況把握できたもの 174世帯      状況把握が必要なもの 32世帯

不良な生活環境にあり、ごみ屋敷と判定したもの 134世帯      ごみ屋敷ではない 40世帯

清掃の実施など具体的な支援に繋がったもの 84世帯      寄添い支援・信頼関係構築 50世帯

不良な生活環境を解消したもの 66世帯      清掃等継続 18世帯